いじめ対応マニュアル（いじめ発生又は疑いがある）

別紙２

被害児童や他の児童からの訴えがあった場合

〔担任が聞き取りをする〕

①秘密を守ること、被害者児童・報告した児童を必ず守ることを伝える。
②訴えてきた児童からの話をじっくり聴く（傾聴の姿勢）
　結論を誘導しない。本人の言葉で語らせる。
③次の事項は必ず確認する
　□誰から　１対１？ 複数？ グループ？
　□いつから？(最近？長期？) どんな時に？
　□どんなこと？（暴力？無視？など）
　□ どこで？（教室内、トイレ、学校の帰り道など）
　□きっかけは？
④事実関係の正確な把握・解決のために関係児童に聞き取りをすること、保護者にも伝えることを本人に承知してもらう。
※担任一人で抱え込まないこと

保護者からの訴えがあった場合

〔担任が聞き取りをする〕

①見落としていた事への謝罪をする
②被害者児童を必ず守ることを伝える。
③訴えてきた保護者からの話をじっくり聴く（傾聴の姿勢）
④次の事項は必ず確認する
　□誰から　１対１？ 複数？ グループ？
　□いつから？(最近？長期？) どんな時に？
　□どんなこと？（暴力？無視？など）
　□ どこで？（教室内、トイレ、学校の帰り道など）
　□きっかけは？
⑤事実関係の正確な把握・解決のために被害児童本人と関係児童に聞き取りをすることを承知してもらう。

担任や教職員が発見した場合

生活指導主任へ報告　→　生活指導主任が管理職に報告　　＊緊急の場合は直接管理職へ報告

管理職、生活指導主任が、いじめ防止対策委員会の招集決定

管理職に連絡

校長・教頭・教務・生活指導主任(教育相談担当)・学年部主任・学年主任・担任・特別支援コーディネーター、養護教諭が今後の方策を協議する。
①（再度の）事実確認方法及び分担　（どのような方法で、だれが、だれを担当）　②　事実確認すべき事項　　③　事実確認で配慮すべき事柄
④　当面の見守り体制

教育委員会学校教育課へ報告１
（２２−9532）

・いじめが発生したこと
・客観的な事実。詳細は再度の調査結果で報告すること
・指導助言をもらう（対応及び委員会構成メンバー等）

必要に応じて、緊急職員会議の開催（当面の取組決定）

①　これまで把握したことの連絡
②　教育委員会からの指導事項
②（再度の）事実確認の方法及び分担　　・事実確認すべき事項　　・事実確認で配慮すべき事柄の徹底
③　当面の職員の動き・・・校内の交代での巡視による児童の見守り及び児童の状況の確認
※いじめの事実のあるなしにかわらず、訴えた児童への支援策を検討する。

いじめ対策委員会の開催（本格的対応策決定）

①　聞き取りと状況によっては質問紙によるアンケートの実施
②　事実関係の突き合わせと、全体像の把握をする（いじめの判断）
　□　誰から　１対１？ 複数？ グループ？
　□　いつから？(最近？長期？) どんな時に？
　□　どんなこと？（暴力？無視？など）
　□　どこで？（教室内、トイレ、学校の帰り道など）
　□　きっかけは？
　※くいちがいがある場合、再度の事実確認をする。
③　再度の事実確認後、対応策・解決策の方針を決める
　□被害者児童への対応と保護者への説明方法と内容（電話ではしない）
　　※いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童への支援策を検討。
　□加害者児童への対応と保護者への説明方法と内容（電話ではしない）
　□学級全体への指導の在り方
　□職員の見守りや巡視体制
※解消しても、支援は継続していく（引き継ぎをわすれない）。

加害児童への事実確認

〔担任が聞き取りをする（級外職員は協力）〕

※一人ずつ、同時に行う。（担当児童を割り振る）
※人格を否定しない。やったことが問題であるという立場で。
①決めつけることなく、事実確認を行う。（共感的に聞く）
　背景・いじめの理由
②認めた場合は次のことを確認
　□誰から　１対１？ 複数？ グループ？
　□いつから？(最近？長期？) どんな時に？
　□どんなこと？（暴力？無視？など）
　□ どこで？（教室内、トイレ、学校の帰り道など）
　□きっかけは？

緊急職員会議２の開催（学校としての取組周知）

PTA 会長へ

＊場合によって
・事実関係（ﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰに配慮）
・学校としての対応策
・協力依頼

教育委員会へ報告２

電話　２２−９５３２
①報告内容
　・被害者児童の学年、性別、氏名
　・加害者児童の学年、性別、氏名
　・いじめの全体像
　　いつごろから、
　　どのようないじめが
　・校内での対応について
　・児童や保護者の受けとめの様子
②指導・助言を受ける
③場合によっては、スクールカウンセラー等の派遣を要請

担任・管理職が複数で家庭訪問
加害児童が複数の場合、教務・生活指導が手分けして訪問する。

加害者児童の保護者へ説明・協力依頼

①いじめている事実を正確に伝える。
②具体的な対処方法を説明する。
③具体的な助言を与え、子どもの立ち直りに協力依頼する（学校も協力：大事な子ども）。
④被害児童保護者への謝罪をすすめる。

※児童の人格を否定しない。行動が問題。
※保護者の心情を理解する
　（いかり、情けなさ、自責の念、今後への不安）
※必ず、立ち直っていくという姿勢で。
※カウンセリング必要なら、カウンセラーを要請することを伝える。

担任・管理職が複数で家庭訪問
複数の場合、教務、生活指導が手分けして訪問する。

被害者児童の保護者へ説明

まず、いじめが起きたことについて謝罪
①いじめの事実を正確に伝える。
②具体的な対処方法を説明する。
　・被害者児童へ　・加害児童、保護者へ
　・学級全体へ
③今後も連絡を密にしていくことを伝える
※学校は、児童を守りとおすという姿勢を示す。
※保護者の心情を理解する。
　・「人権侵害である」との認識に欠ける発言
　・児童の理解不足・感性の乏しさを問われる発言
　・被害者の痛みに共感を示さない発言
　・具体性のない発言
　・自己防衛的な発言　はしないように。
※カウンセリング必要なら、カウンセラーを要請することを伝える。

被害者児童への説明と支援

今後の対応策・支援策を話す。
　※断固として守ることを伝える
今の気持ちを確認する。
　※安心したか、納得しているか　など

加害者児童への指導

・何がいけなかったか考えさせる。
・被害者の気持ちを考えさせる。
　↓
　被害者に謝罪させる。
・正しいかかわり方を教える。　など

以後、長期に渡って様子を見守り、

定期的に管理職へ報告する。

いじめ対応マニュアル（重大事態の発生）

別紙３

重大事態又はその疑いの発生

重大事態とは

①いじめにより在籍児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた時、或いは、生じた疑いがあると認めたとき。
　○児童が自殺または企図した場合　○身体に重大な傷害を負った場合　○金品等に重大な被害を被った場合　○精神性の疾患を発症した場合　など
②いじめにより在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（相当の期間：年間３０日、一定期間連続して）
③いじめの有無にかかわらず、保護者や児童から①や②に至ったとの申し立てがあったとき。

↓

生活指導主任、管理職への報告

○いつ　○どこで　○誰が　○誰から　○何によって　○どうなった（どんなことが発生した）、～の疑いがある

↓

以後時系列に記録をとる

市教育委員会学校教育課へ第１報（２２－9532）

①　事実として把握していることのみ報告
　□いつ、どこで、だれが、何によって、どうなった（～した疑いがあること）
②　指示・助言を受ける
　□いじめ調査・対策委員会を立ち上げる旨伝え、特に外部からの構成メンバーについて
　□緊急にとるべき措置について指導助言を得る。
　□マスコミ、保護者対応で留意すべき点　など

↓

いじめ調査・対策委員会の開催（校内＋外部）

基本学校が主体となって調査を行う。ただし、教委が主体となって行う場合がある。
①　構成メンバー　　校内いじめ対策委員会委員
　　市教委から加えるよう指導があった外部委員
②　調査期日、調査内容、調査方法、調査対象、分担等を検討、決定
③　調査項目（事実を明確にするために）　□いつ、どこで、だれが、何によって、どうなった（～した疑いがあること）
④　調査についての配慮事項を確認する
⑤　調査結果の分析、関係者等への報告などの日程を確認する
⑥　マスコミ、保護者対応の検討を行う
※　全校児童への質問紙による調査の場合は、調査前に児童及び保護者に公開する場合があることを知らせておく。
⑦　当面の教育活動の正常化に向けての取組

↓

緊急職員会議の開催（調査委員会の決定事項の周知）

↓

保護者、マスコミ対応１

※窓口の一本化
※教育委員会との連絡を密に取り指導助言を受ける
①PTA 会長
　□事実連絡
　□保護者会等の開催、段取り等の協力依頼
②第１回保護者会
　□教育委員会の出席
　□校長による謝罪、客観的事実の説明
　□調査委員会の立ち上
　□現時点でのこれからの学校としての取組
　□協力要請
③第１回マスコミ会見
　（場合によって）
　※時間を区切る
　□教育委員会の出席
　□校長による謝罪、客観的事実の説明
　□調査委員会の立ち上
　□現時点でのこれからの学校としての取組
　□協力要請

↓

事実調査

□質問紙調査と集計
□いじめられた児童から聴き取り可能な場合
　＊児童が信頼する教師と生徒指導担当があたる
　①いじめが
　・誰から、１対１？ 複数？ グループ？
　・いつ頃から、どんなことが？(最近？長期？) どんな時に
　・どんなことから？ 何かのきっかけで？：思い当たれば
　・どこで？（教室内、トイレ、学校の帰り道など）
　・どんな方法で？（暴力？無視？など）
　・学校や先生はどのように対応したか
　②児童の要望を聞く（被害者児童、知らせた児童等）

※いじめを必ず解消することを伝える。
※　被害者児童、伝えた児童を守ることを優先する
※　継続的な心のケア、学習支援等を行う。

□いじめられた児童からの聴取が不可能な場合
　＊保護者が信頼する教師と生徒指導担当が当たる

　①保護者の要望・意見を十分聴く
　　調査の仕方等について協議する
　②調査する（在籍児童、教職員）

※質問紙調査実施の場合
　＊質問項目等の吟味(教委と協議)
　＊対象となる児童及び保護者にいじめられた児童とその保護者に結果を提供することがあることを説明しておく。

□職員への調査
　聞き取りや質問紙で実施
　　＊事実の認識
　　＊教職員、学校がどのように対応したか。

↓

調査委員会の開催

□結果の分析　□問題点の指摘　□改善点の指摘　□報告書の内容検討と作成

保護者、マスコミ対応２

※窓口の一本化
※必要により実施
※教育委員会との連絡を密にし、指導助言を受ける
※必要により数回設定する
①PTA 会長
　□保護者会等の開催、段取り等の協力依頼
②第２回保護者会
　□教育委員会の出席
　□校長（又は調査委員会）による説明
　□調査結果を受けての学校としての取組説明
　□協力要請
③第２回マスコミ会見
　※時間を区切ること
　□教育委員会の出席
　□校長（又は調査委員会）による説明
　□調査結果を受けての学校としての取組
　□協力要請

被害児童及び保護者への報告

①事実関係について説明する。
　□「いつ」「誰から」「どのような様態で」
　□学校がどのように対応したか
②以後の学校の取組ついて説明する。
③希望すれば、保護者が報告書への意見を添えた文書を市長への報告書に添付できることを知らせる。
※他の児童のプライバシーに配慮する。どこまで報告するか、どのように報告するか、必ず教育委員会と協議する。
※被害児童及びその保護者の意見に十分傾聴する。

新発田市長への報告

①教育委員会をとおして、新発田市長に文書で報告する。
②いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、児童又は保護者から文書の提供を受け、調査結果報告書に添えて提出する。

学校としての取組（教育活動の正常化、いじめのない学校を目指して）

①　教育活動の正常化、児童の不安解消に全力を挙げて取り組む。
②　いじめ被疑児童及び加害児童の継続的な観察と支援を行う。
③　いじめ被疑児童保護者及び加害児童保護者への継続的な報告。
④　調査委員会から指摘、指示を受けた点を改善していく。
　　□いじめ防止基本計画　□教育計画、教育活動の改善　□職員の研修計画（意識の高揚、いじめ発見等）　等
⑤　教育委員会への継続的な報告（被害児童及び加害児童の様子、保護者の様子、外の児童の様子等）